

上陸を特別に許可された事例及び上陸を特別に許可されなかった事例について

1 上陸特別許可及び上陸拒否の特例について

- (1) 出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第12条に規定する上陸特別許可は、法務大臣の裁量的な処分であり、その許否判断に当たっては、個々の事案ごとに、上陸を希望する理由(入国目的)、該当する上陸拒否事由の内容(退去強制事由の内容を含む。)、上陸拒否事由が発生してから経過した期間、我が国に居住する家族の状況やその生活状況、内外の諸情勢その他諸般の事情に加え、その外国人に対する人道的な配慮の必要性と他の入管法第7条第1項に定める上陸のための条件に適合しない者に及ぼす影響とを含めて、総合的に考慮しています。
- (2) また、上陸特別許可と類似の制度として、入管法第5条の2に上陸拒否の特例に係る規定が設けられています。当該規定により、一定の類型の上陸拒否の対象者であっても、法務省令に該当する場合で、かつ相当と認めるときには通知書が交付され、同通知書に記載された上陸拒否事由に該当することのみによっては上陸を拒否されることがありません。また、入国審査官、特別審理官、法務大臣と三段階の手続を経る上陸特別許可を改めて受ける必要もありません。
- 例えば、過去に退去強制された外国人が日本人との婚姻が成立したことを理由として在留資格認定証明書交付申請を行なった場合、上記(1)と同様の観点により、審査が行われることとなりますが、審査の結果として同証明書が交付され、その上で、在外公館において有効な査証を取得した当該外国人が我が国の空港等で上陸申請を行い、一定の要件に適合するときは、入国審査官は、上陸特別許可によらずに、上陸許可証印をすることができます。

【参考】

○ 上陸拒否事由

入管法第5条は、上陸許可の障害となる事由すなわち「上陸拒否事由」として、上陸許可の消極的要件を定めたものです。我が国にとって好ましからざる外国人の入国を禁じ又は適当と認める条件を具備する外国人のみの入国を許可する権限を有することは国際法上確立した原則であり、公衆衛生、公の秩序、国内の治安等が害されるおそれがあると認める外国人の上陸を拒否することとしています。

○ 上陸拒否期間

過去に不法残留等を理由に退去強制された者や出国命令を受けて出国した者は、入管法の規定に基づき、原則として、一定期間(これを「上陸拒否期間」という。)我が国に上陸することはできません。具体例は次のとおりです(「」内は記2における上陸拒否事由欄の表記例)。

- ① 過去に退去強制されたり、出国命令を受けて出国したことがない場合の上陸拒否期間は、**退去強制された日から5年(5年拒否)**
- ② 過去に退去強制されたり、出国命令を受けて出国したことがある場合(「複数回退去強制」)の上陸拒否期間は、**退去強制された日から10年(10年拒否)**
- ③ 出国命令により出国した場合の上陸拒否期間は、**出国した日から1年**
- ④ 日本国又は日本国以外の法令に違反して1年以上の懲役又は禁錮等に処せられた場合等(「懲役刑等(1年以上)」)の上陸拒否期間は**無期限(長期拒否)**

2 上陸を特別に許可された事例及び上陸を特別に許可されなかった事例

上陸を特別に許可するか否かの判断については、これまでも適切な運用を図ってきたところですが、透明性と予見可能性を確保するため、上陸のための条件である入管法第7条第1項第4号に適合していない(同法第5条第1項各号のいずれかの上陸拒否事由に該当している)日本人配偶者等に係る事例のうち、平成28年中に上陸を特別に許可された事例12件、上陸を特別に許可されなかった事例11件について、類型別に分類の上、次のとおり公表します。

なお、事例については、今後も毎年公表する予定です。

(注)「退去強制からの経過年月」とは、退去強制による送還日から在留資格認定証明書の交付申請等に係る判断を行ったときまでの期間、「婚姻期間」とは、婚姻した日から在留資格認定証明書の交付申請等に係る判断を行ったときまでの期間

(1) 配偶者が日本人の場合（入管法第5条の2）

○ 上陸を特別に許可された事例

	上陸拒否事由	上陸拒否期間	退去強制からの 経過年月	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	退去強制 (不法残留)	5年拒否	約1年8月	約2年11月	有り (1名)	無し	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	—
2	退去強制 (不法残留)	5年拒否	約2年5月	約2年8月	無し	無し	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	—
3	複数回退去強制 (不法入国 不法残留)	10年拒否	約3年5月	約5年9月	有り (1名)	無し	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	過去、3回にわたり不法入国 又は不法残留により退去強制 処分を受けたもの。
4	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約3年11月	約3年6月	有り (1名)	①窃盗の罪により、懲役10月、執行 猶予3年の判決 ②入管法違反(不法残留)により、懲 役2年、執行猶予5年の判決	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	—
5	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約5年5月	約1年9月	無し	入管法違反(不法入国)により、 懲役2年6月、執行猶予4年の判 決	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	—

○ 上陸を特別に許可されなかった事例

	上陸拒否事由	上陸拒否期間	退去強制からの 経過年月	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	複数回退去強制 (不法入国 不法残留)	10年拒否	約2年8月	約4年	無し	無し	過去、3回にわたり不法入国又は不法残留により退去強制処 分を受けたもの。
2	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約3年11月	約3年2月	無し	売春防止法及び風俗営業等の規制及び 業務の適性化等に関する法律違反によ り、懲役1年2月、執行猶予3年の判 決	禁止区域内で店舗型性風俗特殊営業等を営むなどしていたも の。
3	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約6年4月	約16年5月	有り (1名)	入管法違反(不法就労助長)によ り、懲役2年、執行猶予4年の判 決	正規在留中に、業として外国人に不法就労活動をさせる行為 に関しあつせんしたもの。
4	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約7年2月 ※退去命令からの 経過年月	約6年10月	有り (1名)	電磁的公正証書原本不実記録・同 供用罪により、懲役1年6月、執 行猶予3年の判決	正規在留中に、偽装結婚により同国人に在留資格を取得させ ようとしたもの。
5	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約8年2月	約4年	有り (1名)	入管法違反(不法残留)及び有印 公文書偽造の罪により、懲役3年 6月の実刑判決	不法残留した上、職業的に、公的証明書等の偽造を繰り返 し、高額の売上をあげていたもの。

(2) 配偶者が正規に在留する外国人の場合（入管法第5条の2）

○ 上陸を特別に許可された事例

	上陸拒否事由	上陸拒否期間	退去強制からの 経過年月	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	複数回退去強制 (不法残留)	5年拒否	約2年4月	約3年2月	無し	無し	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	—
2	複数回退去強制 (不法残留)	10年拒否	約2年4月	約3年2月	無し	無し	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者が重篤な病気に患っていることが、人道的に配慮すべき事情として考慮されたもの。
3	退去強制 (不法入国)	5年拒否	約2年10月	約1年10月	有り (1名)	無し	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	—
4	退去強制 (資格外活動)	5年拒否	約4年6月	約3年2月	有り (2名)	無し	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	—
5	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約5年9月 ※有罪判決からの 経過年月	約4年11月	無し	本国において、詐欺の罪に相当する刑により、懲役1年の実刑判決	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	日本国外において懲役1年以上に相当する刑に処せられたもの。

○ 上陸を特別に許可されなかった事例

	上陸拒否事由	上陸拒否期間	退去強制からの 経過年月	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	退去強制 (不法残留)	5年拒否	約1年10月	約1年5月	無し	無し	—
2	複数回退去強制 (不法入国 不法残留)	10年拒否	約2年7月	約3年1月	無し	無し	過去、2回にわたり不法入国又は不法残留により退去強制処分を受けたもの。
3	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約6年3月	約5年	有り (1名)	住居侵入、窃盗及び詐欺の罪により懲役3年の実刑判決	—
4	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約7年1月	約3年11月	無し	入管法違反(不法残留)により、懲役1年2月の実刑判決	過去、3回にわたり不法入国又は不法残留により退去強制処分を受けたもの。
5	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約11年11月	約3年4月	有り (1名)	窃盗の罪により、懲役1年、執行猶予3年の判決	—

(3) その他

○ 上陸を特別に許可（入管法第12条）された事例

	上陸拒否事由	上陸拒否期間	退去強制からの経過年月	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約12年5月 ※ただし、上陸拒否期間中に、偽り等の手段により上陸許可を受け本邦に在留していたもの	約12年	有り (1名)	入管法違反（不法入国）により、懲役2年，執行猶予3年の判決	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	偽り等の手段により上陸許可を受けて本邦に在留していたものであるが、再入国時に上陸拒否事由に該当していることが看破されたもの。
2	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約12年3月 ※ただし、上陸拒否期間中に、偽り等の手段により上陸許可を受け本邦に在留していたもの	約11年6月	有り (1名)	入管法違反（不法残留），業務上過失傷害及び道路交通法違反により、懲役2年，執行猶予5年の判決	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	偽り等の手段により上陸許可を受けて本邦に在留していたものであるが、再入国時に上陸拒否事由に該当していることが看破されたもの。

○ 上陸を特別に許可されなかった事例

	上陸拒否事由	上陸拒否期間	退去強制からの経過年月	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約11年 ※ただし、上陸拒否期間中に、偽り等の手段により上陸許可を受け本邦に在留していたもの	約9年11月	有り (2名)	建造物侵入，窃盗及び建造物侵入未遂により、懲役2年10月の実刑判決	・偽り等の手段により上陸許可を受けて本邦に在留していたものであるが、再入国時に上陸拒否事由に該当していることが看破されたもの。 ・同国人配偶者及び子と、引き続き本邦で生活したいとして法務大臣に対する異議の申出（上陸特別許可の求め）がなされたもの。